

富士見市市民参加手続規則の見直しについて

1 改正にあたって

これまでに庁内各課より寄せられた意見や疑問点、富士見市市民参加及び協働推進委員会における意見、市議会における意見に基づき、内容を加筆・修正しました。

2 改正点

(1) 条文修正

①第6条第2項

富士見市情報公開条例の一部改正により条ずれが生じているため。

②第11条第2項

電子メールは、市の情報セキュリティポリシーや個人情報保護法で推奨されていない方法であるため削除。

(2) 解説修正

①第2条第3号

条項における実施機関の定義で、すべての執行機関及び議決機関を明記している条例のみ記載。

②第3条第1号

広報誌の名称変更。

③第3条第4号

周知方法の見直し。

④第4条第1項

地方自治法の一部改正や市の内部規定の変更に伴う修正。

⑤第9条

推進委員会委員からの要望による、市の周知努力義務の追加。